

いなべファミサポ 子育て支援(提供会員)養成講座のご案内

子育てを応援したい人 地域のみんなで子育てを応援しませんか!?

ファミリー・サポート・センターでは、「子育てを助けて欲しい人」と「子育てのお手伝いができる人」のネットワークをつくることで、地域の子育て支援を行っています。

その橋渡し役としてファミリー・サポート・センターが調整を行います。

センターでは、お子さんを一時的に預かったり、保育所・学童保育などへの送迎をしていただく提供会員（子育てのお手伝いができる人）になっていただくための養成講座を開催します。

対象者	市内・近隣に在住する方 (どなたでも)
日 時	7月4日(金) 9:30~14:30 7月5日(土) 9:00~12:00
会 場	大安庁舎1F 庁議室
受講料	無料 ※受講後、提供会員登録
申込期間	6月9日(月)~6月25日(水)
定 員	10人
申込方法	下記へ、電話かFAXでお申し込みください。

ファミリー・サポート・センターの会員はこんな助け合いをします

◆保育施設や小学校、学童保育所の開始前または終了後に子どもを預かること、また、その送迎。

◆保育施設や小学校が休みのときに子どもを預かること。

◆子ども同伴で外出が困難な時（通院・冠婚葬祭・学校行事等）に子どもを預かることなど。

※子どもをお預かりするのは原則として**提供会員の自宅**です。

※万一に備えて会員は補償保険に一括加入します。（掛け金の個人負担はありません）



利用時間・利用料金

◆基本時間(7:30~19:00)…700円／時間

基本時間以外 ……………… 800円／時間

※入会金・年会費は無料です。

※料金の受け渡しは直接会員同士で行います。

★子どもが好き！

★子育ての経験を活かしたい！

★子どもが成長したので空いた時間を使いたい！

という方お待ちしています。センターでは「できる時にできること」をお願いしています。「毎日は無理だから…」と気にしていただかなくても大丈夫です！

問・申込先 大安庁舎 いなべファミリー・サポート・センター T/F 78-3370

65~74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険料が年金から天引きされます

65歳から74歳までの世帯主の方で、①～③のすべてに当てはまる方は、10月に支給される年金から、保険料（2か月分に相当する額）を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。

①世帯主が国民健康保険に加入している方の場合

世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者の場合は該当しません。

②世帯内の国民健康保険に加入している方全員が65歳以上75歳未満の場合

【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

★65歳未満の国保に加入している方がいる場合→該当しない

★65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合→該当する

【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

★75歳以上の方が世帯主の場合→該当しない

★75歳以上の方が世帯主でない場合→該当する

③天引き（特別徴収）の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方

問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334